

新発田市チャレンジゼロカーボン補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）（以下「再エネ推進交付金」という。）交付要綱（令和8年3月31日環地域事発第2603313号。以下「国交付要綱」という。）第29条第1項に規定する間接補助金を新発田市チャレンジゼロカーボン補助金（以下「補助金」という。）として予算の範囲内において交付することについて、国交付要綱、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和8年3月31日環地域事発第2603313号。以下「国要領」という。）及び新発田市補助金等交付規則（昭和33年新発田市規則第10号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 登録事業者 市長が別に定める新発田市チャレンジゼロカーボン支援事業者登録制度実施要領に定める規定に基づいて、本市にその登録を認められた事業者をいう。
 - (2) 重点エリア 特に支援が必要である区域として、市長が定める区域をいう。
 - (3) J-クレジット制度 省エネルギー設備の導入又は再生可能エネルギーの活用による二酸化炭素等の排出削減量及び適切な森林管理による二酸化炭素等の吸収量を「クレジット」として国が認証する制度をいう。
- 2 前項に定めるもののほか、この要綱で使用する用語の意義は、国交付要綱及び国要領で使用する用語の例による。

(補助対象設備)

第3条 補助対象設備（補助金の対象となる設備をいう。以下同じ。）は、次の各号に掲げる補助対象者（補助金の交付を受けることができる者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人
 - ア 太陽光発電設備
 - イ 定置用蓄電池
 - ウ 高効率空調機器
- (2) 民間事業者
 - ア 太陽光発電設備
 - イ 定置用蓄電池
 - ウ 高効率照明機器
 - エ 地中熱利用設備
 - オ 高効率空調機器

(補助対象者)

第4条 補助対象者は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。

- (1) 補助金の実績報告を提出する日において、個人にあつては住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されていること、民間事業者にあつては、市内に本社又は営業所等があること。
- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）における設備の調達若しくは設置工事等の全部又は一部を本市に本社若しくは営業所等がある事業者が発注を行うこと。
- (4) 暴力団（新発田市暴力団排除条例（平成24年新発田市条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。）と社会的に非難されるべき関係を有すると認められない者であること。
- (5) 太陽光発電設備又は定置用蓄電池を、オンサイトPPA（Power Purchase Agreement（電力購入契約））又はリースを利用して導入する場合は、上記の各号の要件に加え、別表1に別に定めるPPA事業者又はリース事業者の要件を満たすこと。
- (6) 市長が補助金の交付にふさわしくないと認める事業を行っていないこと。

（補助要件、補助金額等）

第5条 補助対象者の区分に応じた補助対象設備ごとの補助要件、補助金額等は、別表第2（個人用）、及び別表第3（民間事業者用）のとおりとし、当該補助金額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

- 2 補助対象設備を設置する住宅、施設等は、市内に所在するものに限る。
- 3 補助金の交付は、それぞれの補助対象設備ごとに1回限りとする。
- 4 補助対象者が個人の場合において、一の個人が補助金の交付を受けた補助対象設備については、当該個人と同一の世帯に属する者は、補助金の交付を受けることができない。
- 5 他の法令又は予算制度に基づいた国の負担または補助を得て、若しくはそれを原資として実施する他の事業と併せて事業を実施することはできない。
- 6 導入する設備は、商用化され、導入実績があるものであつて、中古の設備であつてはならない。
- 7 補助対象設備の設置にあたり、補助対象設備の調達、設置工事等の全部又は一部を市内に本社又は営業所等がある事業者が発注すること。
- 8 第17条第1項に規定する法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象設備の設置により取得した温室効果ガス排出削減効果については、J-クレジット制度への登録を行わないこと。

（補助対象経費）

第6条 補助金の交付対象となる経費は、補助対象設備を設置するために必要な経費であつて、別表第4に掲げるものとする。ただし、消費税及び地方消費税相当額を除く。

（交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、新発田市チャレンジゼロカーボン補助金交付申請書（別記第1号様式）に、「個人用」又は「民間事業者用」の新発田市チャレンジゼロカーボン補助金実施計画書（別記第2号様式）及び別表第5に規定する補助対象設備ごとの必要書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- 2 太陽光発電設備又は定置用蓄電池の導入にオンサイトPPAを利用する場合は、新発田市チャレンジゼロカーボン補助金サービス料金算定明細書（別記第3号様式）、リースを利用する場合は、

新発田市チャレンジゼロカーボン補助金リース料金算定明細書（別記第4号様式）を、前項に定める必要書類に添えて、市長に提出しなければならない。

（事前着手）

第8条 補助対象者は、補助金の交付の決定前に補助対象設備の調達、設置工事等の発注を行ってはならない。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象者は、補助金の交付の決定前に補助対象設備の調達、設置工事等の発注を行うやむを得ない理由があるときは、あらかじめ新発田市チャレンジゼロカーボン補助金事前着手届（別記第5号様式）を市長に提出しなければならない。この場合においては、市長が別に定める日以後に補助対象設備の調達、設置工事等の発注をしなければならない。

（交付申請事務の委任）

第9条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、第7条に規定する交付申請の手続を補助対象設備の調達、設置工事等を発注する者その他の者に委任することができる。この場合においては、第7条に規定する書類のほか、代理申請に係る委任状（別記第6号様式）を市長に提出しなければならない。

（交付決定）

第10条 市長は、第7条の規定による申請があった場合は、これを審査の上、補助金を交付すると決定したときは新発田市チャレンジゼロカーボン補助金交付決定通知書（別記第7号様式）により、補助金を交付しないと決定したときは新発田市チャレンジゼロカーボン補助金不交付決定通知書（別記第8号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

（事業内容の変更）

第11条 補助金の交付の決定を受けた補助対象者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の交付決定を受けた後に、交付申請の内容に変更（軽微な変更を除く。）があったときは、速やかに新発田市チャレンジゼロカーボン補助金変更届（別記第9号様式）に変更の内容が確認できる書類を添えて、市長に届け出なければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

（事業の中止等）

第12条 交付決定者は、補助対象事業を中止するときは、速やかに新発田市チャレンジゼロカーボン補助金中止届出書（別記第10号様式）により、市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、当該補助対象事業に係る補助金の交付決定を取り消し、新発田市チャレンジゼロカーボン補助金交付取消通知書（別記第11号様式）により、当該届出者に通知するものとする。

（実績報告書等）

第13条 交付決定者は、補助対象事業が完了したときは、当該補助対象事業が完了した日から30日が経過する日又は当該年度の2月20日のいずれか早い日までに、新発田市チャレンジゼロカーボン補助金実績報告書（別記第12号様式）に、別表第6に規定する補助対象設備ごとの必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する実績報告があったときは、その内容を審査の上、新発田市チャレンジゼロカーボン補助金確定通知書（別記第13号様式）により、当該報告者に通知するものとする。

（補助金の取消し等）

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金を受けたと認められるとき。
- (2) この要綱の規定に違反したと認められるとき。

2 前項に規定する場合において、市長は、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(補助金の請求)

第15条 補助金の確定通知を受けた交付決定者は、当該確定通知を受領後、速やかに新発田市チャレンジゼロカーボン補助金請求書（別記第14号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する請求書が提出されたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(財産の管理)

第16条 補助金の交付を受けた交付決定者（以下「補助金受領者」という。）は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産（この条において「取得財産等」という。）について、管理するための台帳を備え、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって取得財産等を管理し、国交付要綱の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(財産処分の制限)

第17条 補助金受領者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数の期間（以下「処分制限期間」という。）内に、市長の承認を受けずに、補助金により取得した財産を国交付要綱の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊し（破棄を含む。）をしてはならない。

2 補助金受領者は、前項に規定する市長の承認を受けようとするときは、新発田市チャレンジゼロカーボン補助金取得財産等処分承認申請書（別記第15号様式）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項に規定する申請書の提出があった場合は、これを審査（必要に応じて行う現地調査等により財産処分に関する事項を調査することを含む。）の上、処分を承認するときは、新発田市チャレンジゼロカーボン補助金取得財産等処分承認通知書（別記第16号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

(契約解除の制限)

第18条 補助金受領者は、オンサイトPPA又はリースに係る契約を解除しようとする場合は、新発田市チャレンジゼロカーボン補助金契約解除承認申請書（別記第17号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請書の提出があった場合は、これを審査（必要に応じて行う現地調査等により契約解除に関する事項を調査することを含む。）の上、契約解除を承認するときは、新発田市チャレンジゼロカーボン補助金契約解除承認通知書（別記第18号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

3 前項に規定する場合において、市長は、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(協力義務)

第19条 太陽光発電設備に係る補助金受領者は、当該太陽光発電設備が使用可能となった月の翌月から12箇月後までの発電電力量、自家消費率及び売電量を、新発田市チャレンジゼロカーボン補助金太陽光発電自家消費率報告書(別記第19号様式)により、市長に報告しなければならない。
(関係書類の整備及び保存)

第20条 補助金受領者は、補助対象事業に係る経費の収支を明らかにした書類及び帳簿を備え、補助金の交付を受けた日の属する年度の終了後5年間保存しておかなければならない。
(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和12年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効前に補助金受領者である者については、第14条及び第16条から第21条までの規定は、この要綱の失効後もなおその効力を有する。

別表第1 (第4条関係)

太陽光発電設備・定置用蓄電池

区分	内容
オンサイトPPA	補助対象者は、以下の各号の要件を満たすPPA事業者とし、需要家については、第5条第1号から第8号の各号を満たす者とする。 1 法人その他の団体(市町村及び一部事務組合を除く。)であること。 2 地方自治法施行令第167条の4第1項各号に該当する者であること。 3 市税の滞納がないこと。 4 会社更生法に基づく再生手続開始の申立て中又は再生手続中でないこと。 5 民事再生法に基づく再生手続開始の申立て中又は再生手続中でないこと。 6 PPA事業者が補助金が交付された場合、補助金相当分が需要家に対するサービス料金から控除されるものであること。 7 PPA事業者は、補助事業により導入した太陽光発電システムについて、処分制限期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。
リース	補助対象者は、以下の各号の要件を満たすリース事業者とし、需要家については、第5条第1号から第8号の各号を満たす者とする。 1 法人その他の団体(市町村及び一部事務組合を除く。)であること。

	<p>2 地方自治法施行令第167条の4第1項各号に該当する者であること。</p> <p>3 市税の滞納がないこと。</p> <p>4 会社更生法に基づく再生手続開始の申立て中又は再生手続中でないこと。</p> <p>5 民事再生法に基づく再生手続開始の申立て中又は再生手続中でないこと。</p> <p>6 リース事業者が補助金が交付された場合、補助金相当分が賃借人に対するリース料金から控除されるものであること。</p> <p>7 リース事業者は、補助対象事業により導入した太陽光発電システムについて、処分制限期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。</p> <p>8 リース事業者は、リース期間が処分制限期間よりも短い場合は、所有権移転ファイナンスリース取引又は再リースにより、処分制限期間満了まで継続的に使用することを担保すること。</p>
--	--

別表第2（個人用）（第5条関係）

太陽光発電設備

補助要件	<p>次に掲げる要件を全て満たすものとする。</p> <p>1 国要領別紙2の重点対策加速化事業ア（ア）太陽光発電設備（自家消費型）に定める交付要件を満たすこと。</p> <p>2 新発田市内の需要家自らが所有し、居住又は居住する予定である住宅又はその敷地に太陽光発電設備を設置すること。</p> <p>3 太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナーの定格出力の合計値のいずれか（以下「発電出力」という。）が10kW未満の太陽光発電設備であること。</p> <p>4 太陽光発電設備の発電電力量等の計測器が設置されること。（発電量の実績と需要量の把握や記録ができるもの。）</p> <p>5 発電状況や電気使用状況等の情報提供に協力すること。</p>	
補助金額	市補助分と再エネ推進交付金対象分の合計額	
	<p>※ 交付申請額の算定において、発電出力は、太陽光モジュールにおけるJIS等に基づく公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナーの定格規格の合計値のいずれか低い方を、kW単位で小数点以下を切り捨てた値を用いる。</p>	
	市補助分	5万円/kW（2kWまで、上限10万円）
	再エネ推進交付金対象分	【既築住宅へ登録事業者を利用して設置する者】 7万円/kW（3kWまで、上限21万円）

	<p>【既築住宅へ登録事業者を利用せずに設置する 又は新築住宅へ設置する者】</p> <p>5万円／kW（3kWまで、上限15万円）</p>
--	--

定置用蓄電池

補助要件	<p>次に掲げる要件を全て満たすものとする。</p> <p>1 国要領別紙2の重点対策加速化事業ア（イ）蓄電池に定める交付要件を満たすこと。ただし、別表第2（個人用）太陽光発電設備の補助要件をすべて満たす設備がすでに導入されている場合は、定置用蓄電池のみの交付申請ができるものとする。その場合、再エネ推進交付金対象経費分の補助は行わない。</p> <p>2 新発田市内の需要家自らが所有し、居住又は居住する予定である住宅又はその敷地に定置用蓄電池を設置すること。</p> <p>3 蓄電容量は、20kWh未満とすること。</p> <p>4 次の価格基準内の定置用蓄電池となるように努めること。 12.5万円／kWh（工事費込み・税抜き）以下</p> <p>5 申請時点で国の補助事業における補助対象機器として、（一社）環境共創イニシアチブにより登録されている製品であること。</p>					
補助金額	<p>市補助分と再エネ推進交付金対象分の合計額</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>※ 算定に用いる「蓄電容量」は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の値で、kWh単位で小数点第2位以下を切り捨てた値を用いる。</p> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">市補助分</td> <td>3万円／kWh（4kWhまで、上限12万円）</td> </tr> <tr> <td>再エネ推進交付金対象分</td> <td> <p>太陽光発電設備を同時に導入する者に対し、以下のとおり交付する。</p> <p>【既築住宅へ登録事業者を利用して設置する者】 4.7万円／kWh（5kWhまで、上限23.5万円）又は補助対象経費（本体＋設置工事費（税抜））の1／3のいずれか低い方</p> <p>【既築住宅へ登録事業者を利用せずに設置する 又は新築住宅へ設置する者】 3万円／kWh（5kWhまで、上限15万円） 又は補助対象経費（本体＋設置工事費（税抜））の1／3のいずれか低い方</p> </td> </tr> </table>		市補助分	3万円／kWh（4kWhまで、上限12万円）	再エネ推進交付金対象分	<p>太陽光発電設備を同時に導入する者に対し、以下のとおり交付する。</p> <p>【既築住宅へ登録事業者を利用して設置する者】 4.7万円／kWh（5kWhまで、上限23.5万円）又は補助対象経費（本体＋設置工事費（税抜））の1／3のいずれか低い方</p> <p>【既築住宅へ登録事業者を利用せずに設置する 又は新築住宅へ設置する者】 3万円／kWh（5kWhまで、上限15万円） 又は補助対象経費（本体＋設置工事費（税抜））の1／3のいずれか低い方</p>
市補助分	3万円／kWh（4kWhまで、上限12万円）					
再エネ推進交付金対象分	<p>太陽光発電設備を同時に導入する者に対し、以下のとおり交付する。</p> <p>【既築住宅へ登録事業者を利用して設置する者】 4.7万円／kWh（5kWhまで、上限23.5万円）又は補助対象経費（本体＋設置工事費（税抜））の1／3のいずれか低い方</p> <p>【既築住宅へ登録事業者を利用せずに設置する 又は新築住宅へ設置する者】 3万円／kWh（5kWhまで、上限15万円） 又は補助対象経費（本体＋設置工事費（税抜））の1／3のいずれか低い方</p>					

高効率空調機器

補助要件	<p>次に掲げる要件を全て満たすものとする。</p> <p>1 国要領別紙2の重点対策加速化事業エ（ヌ）高効率空調機器に定める交付要件を満たすこと。</p>
------	--

	<p>2 自ら所有し、居住又は居住する予定である住宅に高効率空調機器を設置すること。</p> <p>3 既設の空調機器を撤去し、新規に購入する機器に更新すること。</p> <p>4 CO₂削減効果について、「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック」(環境省)等に基づいて算定を行い、30%の削減効果があることを示すこと。</p>
補助金額	<p>【登録事業者利用者】 補助対象経費(本体+設置工事費等・税抜き)の1/2(上限10万円)</p> <p>【登録事業者を利用しない者】 補助対象経費(本体+設置工事費等・税抜き)の1/2(上限5万円)</p>

別表第3(民間事業者用)(第5条関係)

太陽光発電設備

補助要件	<p>次に掲げる要件を全て満たすものとする。</p> <p>1 国要領別紙2の重点対策加速化事業ア(ア)太陽光発電設備(自家消費型)に定める交付要件を満たすこと。</p> <p>2 新発田市内の需要家自ら事業を行う、若しくは事業を行う予定である事業所又はその敷地に太陽光発電設備を設置すること。</p> <p>3 太陽光発電設備の発電電力量等の計測器が設置されること。(発電量の実績と需要量の把握や記録ができるもの。)</p> <p>4 発電状況や電気使用状況等の情報提供に協力すること。</p>
補助金額	<p>【重点エリア内企業、省エネ診断受診者又は登録事業者利用者のいずれかに該当する者】 5万円/kWh(50kWまで、上限250万円)</p> <p>【上記のいずれにも該当しない者】 4万円/kWh(50kWまで、上限200万円)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ 交付申請額の算定において、発電出力は、太陽光モジュールにおけるJIS等に基づく公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナーの定格規格の合計値のいずれか低い方を、kW単位で小数点以下を切り捨てた値を用いる。ただし、その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</p> </div>

定置用蓄電池

補助要件	<p>次に掲げる要件を全て満たすものとする。</p> <p>1 国要領別紙2の重点対策加速化事業ア(イ)蓄電池に定める交付要件を満たすこと。</p> <p>2 新発田市内の需要家自ら事業を行う、若しくは事業を行う予定である事業所又はその敷地に定置用蓄電池を設置すること。</p> <p>3 次の価格基準内の定置用蓄電池となるように努めること。 蓄電容量が20kWh以上の蓄電システムの場合、11.9万円/kWh(工事費込み・税抜き)以下</p>
------	--

	<p>蓄電容量が20kWh未満の蓄電システムの場合、12.5万円/kWh（工事費込み・税抜き）以下</p> <p>4 蓄電要領が20kWh未満の場合、申請時点で国の補助事業における補助対象機器として、（一社）環境共創イニシアチブにより登録されている製品であること。</p>
補助金額	<p>【重点エリア内企業、省エネ診断受診者又は登録事業者利用者のいずれかに該当する者】</p> <p>4万円/kWh（50kWhまで、上限200万円）又は補助対象経費（本体+設置工事費（税抜））の1/3のいずれか低い方</p> <p>【上記のいずれにも該当しない者】</p> <p>3万円/kWh（50kWhまで、上限150万円）又は補助対象経費（本体+設置工事費（税抜））の1/3のいずれか低い方</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ 算定に用いる「蓄電容量」は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の値で、kWh単位で小数点第2位以下を切り捨てた値を用いる。</p> </div>

高効率照明機器

補助要件	<p>次に掲げる要件を全て満たすものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国要領別紙2の重点対策加速化事業ウ（チ）高効率照明機器に定める交付要件を満たすこと。 2 自ら事業を行う事業所に高効率照明機器を設置しようとする事。 3 既設の照明機器を撤去し、新規に購入する照明機器に更新すること。ただし、既設の照明機器がLEDの場合は補助の対象外とする。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ 調光制御機能を有し、固有エネルギー消費効率（lm/W）の基準値（光源色が昼光色・昼白色・白色：100以上、光源色が温白色・電球色：50以上）を満たしているLEDのみを交付対象とする。</p> <p>調光制御機能を有するLEDとは、次のいずれかの機能を有するLEDのことを指す。</p> <p>①スケジュール制御 予め設定したタイムスケジュールに従い、個別回路、グループ化又はパターン化した回路を自動的に点滅又は調光制御する機能</p> <p>②明るさセンサによる制御 明るさセンサからの信号により、自動的に点滅又は予め設定した照度に調光制御する機能</p> <p>③在/不在調光制御 人感センサ又は微動検知人感センサからの信号により、予め設定した個別回路を点滅又は調光制御する機能</p> </div>
補助金額	<p>【重点エリア内企業、省エネ診断受診者又は登録事業者利用者のいずれかに該当する者】</p> <p>補助対象経費（本体+設置工事費等・税抜き）の1/2（上限100万円）</p> <p>【上記のいずれにも該当しない者】</p> <p>補助対象経費（本体+設置工事費等・税抜き）の1/2（上限75万円）</p>

地中熱利用設備

補助要件	<ol style="list-style-type: none"> 1 国要領別紙2の重点対策加速化事業イ(ケ)未利用熱利用設備(地中熱)に定める交付要件を満たすこと。 2 自ら事業を行う農業用ハウス又はガラスハウス等に地中熱利用設備を設置すること。 3 重点エリアに設置されるものであること。 4 「地中熱利用にあたってのガイドライン(第4版)」(環境省)に定める遵守事項等に準拠して実施をすること。 	
補助金額	市補助分と再エネ推進交付金対象分の合計額	
	市補助分	補助対象経費(本体+設置工事費等・税抜き)の1/10(上限50万円)
	再エネ推進交付金対象分	補助対象経費(本体+設置工事費等・税抜き)の2/3(上限500万円)

高効率空調機器

補助要件	<p>次に掲げる要件を全て満たすものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国要領別紙2の重点対策加速化事業ウ(チ)高効率空調機器に定める交付要件を満たすこと。 2 自ら事業を行う又は行う予定である農業用ハウス又はガラスハウス等に高効率空調機器を設置すること。 3 重点エリア(田園エリア)に設置されるものであること。 4 CO₂削減効果について、「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック」(環境省)等に基づいて算定を行い、30%の削減効果があることを示すこと。
補助金額	補助対象経費(本体+設置工事費等・税抜き)の1/2(上限200万円)

別表第4(第6条関係)

補助対象経費

設備費	補助対象設備の設置を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費。
工事費	補助対象設備の設置を行うために直接必要な本工事費(材料費、労務費、直接経費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費)、附帯工事費、機械器具費並びに測量及び試験に要する費用。
業務費	PPA契約又はリース契約等により実施される場合における、補助対象設備の設置を行うために直接必要な需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料。

※いずれの経費においても、補助要件の満たす範囲に限る。

※物品契約又は下請負契約をする場合は、それらの契約総額から消費税相当額を除外すること。

別表第5(第7条関係)

交付申請時の必要書類

区分	書類	チェック欄	
共通	補助対象設備の導入数、場所、付近の図面及び現況が分かる書類	<input type="checkbox"/>	
	見積書の写し（補助対象経費の内訳が明記されているもの）	<input type="checkbox"/>	
	導入する設備又は機器の型番及び仕様が分かる書類	<input type="checkbox"/>	
	市税の未納がないことが分かる書類（納税証明書等で、申請の日から90日以内に発行されたもの）	<input type="checkbox"/>	
	民間事業者	補助対象設備を設置する場所（事業所等）が、市内に所在することが分かるもの（登記事項証明書等で、申請の日から90日以内に発行されたもの）	<input type="checkbox"/>
		省エネ診断を受けたことが分かる書類（重点エリア内企業又は登録事業者を利用しない者で、補助金の上乗せを受ける場合）	<input type="checkbox"/>
	委任状（申請を代理人が行う場合）	<input type="checkbox"/>	
太陽光発電設備	パネルの安全性に関する第三者認証が分かる書類	<input type="checkbox"/>	
	オンサイトPPA又はリース利用者	契約期間内に需要家が負担するサービス料又はリース料の合計額から補助金交付予定額相当分が控除されることが分かる書類	<input type="checkbox"/>
		補助対象設備の設置について、第17条第1項に規定する処分制限期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類	<input type="checkbox"/>
		補助対象設備の設置により発電する電力の消費計画が分かる書類（導入する太陽光発電設備の年間発電量の見込みに対する年間自家消費電力が、個人用は30%、事業者用は50%以上消費することが分かるもの）	<input type="checkbox"/>
定置用蓄電池	蓄電容量が20kWh未満	（一社）環境共創イニシアチブにより登録されている製品であることが確認できる資料	<input type="checkbox"/>
	別表第2定置用蓄電池第3項に定める価格を上回る場合	複数業者からの見積書の写し	<input type="checkbox"/>
地中熱利用設備	流量の調整機能を有することが分かる書類	<input type="checkbox"/>	

高効率照明機器	調光機能を有することが分かる書類	<input type="checkbox"/>
	固有のエネルギー消費効率（1 m/W）が確認できる書類	<input type="checkbox"/>
高効率空調機器	入替前の空調機器に対して30%以上の省CO2効果を確認できる書類（民間事業者用は新設も可とする。ただし、従来の想定品の型番及び性能を確認できる書類を添付すること）	<input type="checkbox"/>
	入替前の空調機器の型番及び性能を確認できる書類（民間事業者用は新設も可とする。ただし、従来の想定品の型番及び性能を確認できる書類を添付すること）	<input type="checkbox"/>

※その他、申請内容等の審査にあたり必要とみなされた書類は、追加で提出を求める。

別表第6（第13条関係）

実績報告時の必要書類

区分	書類	チェック欄
共通	領収書の写し（補助対象経費の内訳が明記されており、発注者・請負業者双方の押印があり、収入印紙が貼付され、消印があるもの）	<input type="checkbox"/>
	契約書等の写し	<input type="checkbox"/>
	新品であることが証明できる書類（出荷証明書、納品書等）	<input type="checkbox"/>
	補助対象設備の導入後の現況が分かる書類	<input type="checkbox"/>
	補助対象設備の設置に当たり、補助対象設備の調達、設置工事等の全部又は一部を市内に本社又は営業所等がある事業者が発注したことが分かる書類（領収書、請書又は契約書等）	<input type="checkbox"/>
太陽光発電設備	FIT、FIP認定を受けていないことが分かる電力受給契約確認書の写し（補助対象者（オンサイトPPA又はリース契約の場合は需要家）名義のものに限る。）	<input type="checkbox"/>
	推定発電量及び消費予定電力が分かる書類	<input type="checkbox"/>
定置用蓄電池	共通の書類	<input type="checkbox"/>
高効率空調機器		
高効率照明機器		
地中熱利用設備		

※その他、報告内容等の審査にあたり必要とみなされた書類は、追加で提出を求める。